

ミツヒロニュース



謹んで新春のお慶びを申し上げます。政権が変わり、経済も大きな転換期に来ていいのではなかと思ひます。これまで「儲かるからやる」という経済性が重視されてきましたが、これからは、「社会のためにどうすべきか」という公益性が重視されていくのではないかと思ひます。社会のためにどうすべきかを念頭に置き、自ら率先して行動しまってほしいと思ひます。

光廣 昌史

相続取得後の土地売却の際の譲渡税、増税か！

～平成21年6月1日以後に相続があった場合、注意!!～

(平成25年4月1日以後改正があった場合)

会計検査院は、平成24年10月12日に財務大臣に対し「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例(取得費加算)の適用状況等について」意見表示をしました。

1. 現状

1) 当初の課税の特例制度 (昭和45年創設)

<制度の概要>

相続又は遺贈による財産の取得をした個人(その相続又は遺贈につき相続税額がある者に限る。)が、その相続の開始があった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過するまでの間に、その相続財産を譲渡した場合には、その譲渡所得の金額の計算上控除する取得費に、譲渡した相続財産に対応する相続税額を加算することができます。

<制度の趣旨>

相続税の課税対象となった相続財産の譲渡が相続の直後に行われる場合(特に相続税納付のために譲渡が行われる場合)には、相続税と譲渡に係る所得税が相次いで課されることによる負担の調整を図ります。

<制度による所得の計算>

$$\text{収入金額} - \{ (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) + \boxed{\text{取得費加算額}} \} - \boxed{\text{特別控除額}} = \boxed{\text{所得金額}}$$

〔譲渡した財産に対応する相続税額〕

2) 現在の相続土地等に係る特例(平成5年創設)

<特例の概要>

当時の地価動向や譲渡益に対する税率引上げ等の事情にかんがみ、相続財産である土地等の一部を譲渡した場合、譲渡した土地等を含む相続した「全ての」土地等に対応する相続税額を取得費に加算することができます。
(次頁へつづく)

今月のトピックス

- ◇相続取得後の土地売却の際の譲渡税、増税か！
- ◇平成25年1月から「復興特別所得税」課税！
- ◇税務調査の基礎知識(10)
「税務調査の場所を考慮してもらう」
- ◇確定申告にあたり
- ◇あとがき／総合企画部より



謹んで新春のお慶びを申し上げます 平成25年 元旦

<特例による所得の計算>

$$\text{収入金額} - \{ \text{取得費} + \text{譲渡費用} + \text{取得費加算額} \} - \text{特別控除額} = \text{所得金額}$$

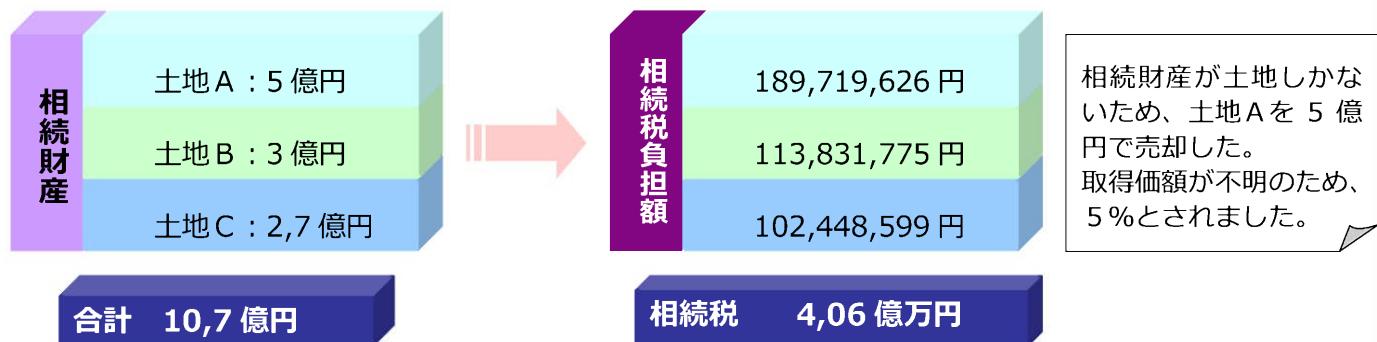
〔相続した全ての土地等
に対応する相続税額〕

2. 改正要望

会計検査院が検査した結果、土地等を多く相続してその一部を譲渡したものは、取得費の加算上、著しく有利な状況となっていました。そのため、昭和45年創設時に戻し、譲渡した財産に対応する相続税額に限定するべきであると、財務省は考えています。このまま税制改正が行われると相当の影響があると思いますが、具体例を下記に示します。

3. 具体例

法定相続人 2人の場合



《これまでの場合……》

$$\text{譲渡所得} 5\text{億円} - [5\text{億円} \times 5\%] - \text{相続税取得費加算額} 4,06\text{億円} = 6,900\text{万円}$$

$$\text{譲渡税金 (A)} 6,900\text{万円} \times 15\% \times \text{復興特別所得税} 102.1\% = 10,567,350\text{円}$$

$$\text{住民税 (B)} 6,900\text{万円} \times 5\% = 3,450,000\text{円} \quad (A)+(B)=14,017,300\text{円}$$

(百円未満切捨)

《平成 25 年 4 月 1 日以後、改正があった場合……》

$$\text{譲渡所得} 5\text{億円} - [5\text{億円} \times 5\%] - \text{相続税取得費加算額} 189,719,626\text{円} = 285,280,374\text{円}$$

$$\text{譲渡税金 (A)} 285,280\text{千円} \times 15\% \times \text{復興特別所得税} 102.1\% = 43,690,632\text{円}$$

$$\text{住民税 (B)} 285,280\text{千円} \times 5\% = 14,264,000\text{円} \quad (A)+(B)=57,954,600\text{円}$$

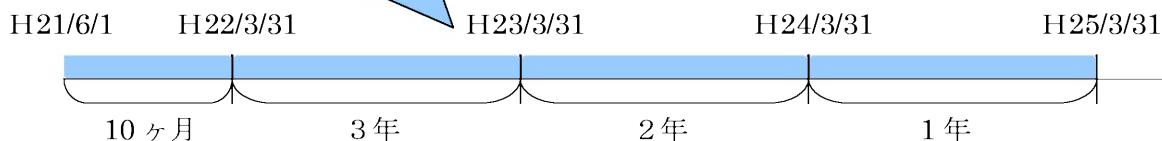
(百円未満切捨)

4. 対策

この改正がおこなわれることにより、**譲渡所得の税金が 43,937,300 円増加**します。

そのため、相続開始後、**3年10ヶ月以内**（平成 21 年 6 月 1 日以降）に、相続により取得した土地等の売却等を考えている方は、早めの対策をして頂ければと思います。まずは、担当者までご相談ください。

この期間に相続により取得した土地等がある場合には、注意してください!!



平成25年1月から『復興特別所得税』課税！

東日本大震災の復興施策に必要な財源確保を目的として、個人の平成25年から平成49年までの間に生ずる所得に復興特別所得税が課されます。平成25年1月1日以後に支払いをしていただく給与所得、配当、税理士等への支払いが従来と変わりますので、ご注意ください。

【1】適用期間

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得が対象となります。

そのため、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に行うべき源泉徴収が対象となります。
(復興財確法9,28①)

【2】税率

- ・源泉徴収すべき復興特別所得税の額 = 源泉徴収すべき所得税額 × 2.1%
 - ・支払金額等 × 合計税率(%) = 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額(1円未満切捨て)
 - ・合計税率(%) = 所得税率(%) × 102.1%
- したがって、支払種類によって、代表的な合計税率を計算すると下記のようになります。

支払いの種類	所得税率	合計税率	計算式
報酬・料金	10%	10.21%	10% × 102.1%
	20%	20.42%	20% × 102.1%
利子	15%	15.315%	15% × 102.1%
配当(上場・大株主以外)	7%	7.147%	7% × 102.1%
配当(非上場)	20%	20.42%	20% × 102.1%

【3】給与所得

給与所得は、平成25年1月以降に支払いを行うものから対象となります。そのため、平成24年12月分給与を平成25年1月10日に支払いを行う場合、復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

11月に、税務署から送付された給与所得の源泉徴収税額表(月額表)(日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表をみて、計算してください。

【4】報酬料金

弁護士、税理士、司法書士等に支払いをする場合、今までの源泉徴収税額に合わせて復興特別所得税を加算して、源泉徴収します。

【5】配 当

会社が、株主に対して支払いをする配当についても同様に、今まで20%の源泉徴収されていたものが、20.42%の源泉徴収することになります。

【6】退職所得

退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とされています。しかし、平成25年1月1日以後支払われるべき退職手当等のうち特定役員退職手当等に該当するものは収入金額から退職所得控除額を控除した残額とされ、2分の1しないこととされ課税が強化されました。

居住者に対し国内において退職手当等の支払をする者は、その支払の際、所得税を徴収して納付しなければいけませんが、併せて復興特別所得税を徴収し納付しなければいけません。

【7】納 付

源泉徴収した復興特別所得税は、源泉所得税と一緒に、源泉所得税の法定納期限までに納付します。
1枚の所得税徴収高計算書に合計額を記載します。年末調整の記載についても同様に行います。



イザといういとき慌てない税務調査の基礎知識

シリーズ 10. 「税務調査の場所を考慮してもらう」

「税務調査は受けなければならないことはわかる、しかし弊社は店なので、調査官が座ったりする場所がないのですが、どう対応すればいいですか？」

確かに、税務調査となつたら**社長が悩むのは、税務調査を受ける場所の問題**です。会議室が1つしかなければ、そこを占拠されてしまうと、お客様・取引先が来社したときに対応できません。特に店舗を経営されていると、そもそも会議室なんて無いわけで、どこで税務調査を受ければいいのか途方にくれるときもあります。

さて、税務調査を受ける場所は、法律上明確に定めがありません。ですから法律上は、どこで税務調査を受けてもいいことになります。しかし、税務調査とは会社の帳簿類を見てもらうことが必要になりますから、**帳簿類を保管している場所=税務調査を受ける場所**になります。

しかし、会社で帳簿類を保管しているのだが、**会社で税務調査を受けることが実質的にできないような場合**には、**帳簿類を税理士事務所に移送して、そちらで税務調査を受ける、また帳簿類を持参して税務署で税務調査を受ける**ということが考えられます。「会社で税務調査を受けることが実質的にできないような場合」とは、具体的に下記のような場合が考えられます。

- ・会社が店舗で、税務調査を受けるような場所がない
- ・お客様の出入りが多く、税務調査を見られたくない
- ・帳簿類の保管は税理士に任せている

実際にこのようなケースがありました。マッサージ店を営む会社に税務調査が入りました。当初はマッサージの診療スペース（つまりマッサージ台の上）に調査官と座り、いろんな質問に答えていましたが、カーテンで仕切っているだけなので、お客様に内容を聞かれてしまいます。また調査官の方も、電卓で計算しづらいと思ったので、必要な帳簿類を車で税理士事務所に運んで、そこで税務調査を受けることにした、という例です。

調査官も当然ながら、上記のような事情があるのであれば、**会社内で絶対に税務調査をしたい、という特別な事情がない限り、場所の変更は受入れてくれる**ものです。

事情があるなら、申し訳ないと思わずに、きちんと調査官に伝えれば場所の変更などは問題ないです。

関与先各位

確定申告にあたり

確定申告が到来します。申告に早めに取り掛かれるよう、以下の書類ならびに事業所得・不動産所得のある方は帳簿・領収書等をご準備ください。詳細は改めて通知しますので、ご協力を宜しくお願い致します。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収簿（原本） ●私的年金等を受けている場合には支払金額の分かるもの
- 医療費の領収書等、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、
生命保険料の控除証明書、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書、寄付金の受領証など

※譲渡・贈与のある方は至急ご連絡ください。 ※還付申告の方は2月15日以前でも申告書を提出することができます。

参考文献： ■バードレポート ■税務通信 ■税理 ■税制調査会

あとがき

謹迎新年。本年も宜しくお願ひ申し上げます。
弊社スタッフを代表して、取締役・総合企画部部長 中野一弘よりご挨拶申し上げます。

新年を迎えるにあたり、旧年中のご愛顧に深く感謝を申し上げます。

本年も何卒、弊社並びにスタッフ一同をご愛顧頂きますようお願い申し上げます。

毎年、心機一転決意するこの時期ですが、歳のせいか月日が経つのが以前に増して早く感じるようになります。小さな目標を着実に達成しつつ“今年こそは”と思う事の一つでも実現できるようにしたいと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの 経営 航針盤
Office
Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp>

